

平成24年 杵藤地区広域市町村圏組合議会全員協議会 会議録第2号						
招集年月日	平成24年3月27日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場					
開閉の日時 及び宣告	開 会	平成24年3月27日	午後2時36分	議 長	原田 謹吾	
	閉 会	平成24年3月27日	午後2時44分	議 長	原田 謹吾	
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1 番	前 田 敏 美	○	10番	武 村 弘 正	○
	2 番	末 藤 正 幸	○	11番	原 田 謹 吾	○
	3 番	吉 川 里 已	○	12番	田 中 源 一	○
	4 番	北 村 和 博	○	13番	武 富 久	○
	5 番	橋 川 宏 彰	○	14番	片 渕 弘 晃	○
	6 番	福 井 正	○	15番	溝 上 良 夫	○
	7 番	谷 口 太一郎	○	16番	岩 島 正 昭	○
	8 番	太 田 重 喜	○	17番	末 次 利 男	○
	9 番	田 口 好 秋	○			
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	樋 渡 啓 祐	○	消 防 長	坂 口 勉	○
	副 管 理 者	樋 口 久 俊	○	消 防 次 長	峰 松 靖 規	○
	事 務 局 長	橋 口 正 紀	○	消 防 次 長 兼 警 防 課 長	渕 上 正 昭	○
	会 計 管 理 者	山 口 光 則	○	消 防 本 部 総 務 課 長	松 尾 敏 光	○
	事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	澤 野 政 信	○	消 防 本 部 予 防 課 長	貞 松 光 良	○
	電 算 セ ン タ ー 所 長	小 川 豊 年	○	消 防 本 部 通 信 指 令 課 長	江 口 正 人	○
	環 境 施 設 課 長 兼 ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長	山 口 利 夫	○			
	介 護 保 険 事 務 所 所 長 兼 総 務 管 理 課 長	富 永 誠	○			
介 護 保 険 事 務 所 業 務 課 長	一ノ瀬 健 二	○				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

〔 全 員 協 議 会 〕

午後 2 時36分 開会

○議長（原田謹吾君）

本日の全員協議会は、ただいま配付いたしました、3月14日、武雄市議会で可決されました、東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議についてでございます。

当組合管理者の・渡武雄市長より御報告いたしたいと申し出がありましたので、開催いたしました次第でございます。

なお、本日は御報告のみということでございますので、御了解をお願いいたします。

・渡管理者、御報告をお願いいたします。

○管理者（樋渡啓祐君）

お疲れさまでございます。お時間をとっていただき、感謝申し上げます。

先ほどお配りをいたしました武雄市議会の決議でございます。これにつきましては、先ほど原田議長からもありましたように、去る3月14日に23対2の可決で成立をした決議であります。

本日は、提案議員の吉川里巳議員がおられますけれども、私のほうで代表してこの決議の説明と、そして私の所感を申し述べたいと思います。

まず、この決議であります。お手元の決議の中の4番目のパラグラフでございます。

被災地の方々の苦悩を思うと、全国民の協力によるがれきの1日も早い処理が求められている。

がれきは、全国の自治体の協力と地元住民の合意と協力がなければ、この先十数年そのままの状態となる。がれきの処理なくして被災地の真の復興はあり得ない。

よって、本市議会は——これは武雄市でございますけれども——武雄市に対し、科学的な知見により放射能の影響を検証し、放射線量の測定等十分な体制を整えること、国に対しては、広域処理の法律を作らせること、残留放射性物質除去の確約をさせることを条件に、通常の廃棄物相当と判断されるものについて受入れを表明することを要請するということをお願いしております。

これにつきましては、私は市議会、そして本日も同じことを申し上げる次第でありますけれども、まず地元の朝日町、とりわけクリーンセンターがございます繁昌地区、そして川上

地区の地元の皆さんの合意と理解と協力なくしてはだめだということを申し上げている次第であります。

そして、第2点目でございます。

既に御承知のとおり、国はもうはちゃめちゃであります。8,000ベクレルも含めて、いろんな基準がころころ変わる。そして、説明不足等々がございます。これにつきましては、あらゆるルートを通じまして、私としては、広域処理の法制をきちんとつくってほしいということ、とりわけ国民の皆様方が、地元の皆さんたちが納得できるような法定基準をつくるということ、それとこれに基づく——もう思いやりとか、そういう意味ではなくて、法定計画をきちんと、実施計画をつくるべきだと。もう行き当たりばったりではなくて、例えば、何々県には何トンというふうにきちんと割り当てる量を定めるべきではないかといった法定計画。そして、これに基づいて、国、そして県が主体となって受け入れを判断すべきだということ等々を前提といたしまして、私ども武雄市としては受け入れをすべきではないかということを考えております。

そういった中で、これは繰り返しになりますけれども、私が皆さんの合意形成をなくして受け入れを表明することはあり得ません。地元の皆さんの御理解、御協力、そして議会の皆さんの御納得、さらには、これは広域圏全体に当たりますけれども、そういった皆様方が温かい環境をもって受け入れるといったことなくしては、受け入れることはあり得ないということをお約束したいと思います。

しかし、一方では、がれきはもう皆さんたち御承知のとおり、思った以上に、我々が予想する以上に大量の量があります。これは、そうはいつでも被災3県で処理するのが原理原則であります。そして、その次に、例えば、その周りの北海道であるとか被災していない東北地方であるとか、北関東であるとか、被災3県の周りの市、町、県が処理するのが次の原則であると思います。

そういった中で、オールジャパンとして、こういった受け入れの構えをつくることなくして、私は被災地の復旧・復興はあり得ないと思っておりますし、放射線、私も恐いです。皆さんと同じであります。そういった中で、本当に厳重に検査をして、なおかつ、これは静岡県の島田市がもう既に表明をされていますけれども、そういった先進事例を学ぶ必要もあると思っております。そういった中で、これは一步一步丁寧に御懸念等をクリアしながら進むべき話だと。そして、国、県の動きを私たちはぜひ待つべきだと、私自身は待ちたいと思っ

ております。

一方で、今どういう状況かと申し上げますと、これは首長さんたちは既に御案内のとおり、県のほうから今受け入れの是非についての質問が来て、もう期限が過ぎておりますので、回答はされているというふうに思っております。私たちも国に対する質問事項ということで、先般回答した次第であります。そして、私も求めておりますけれども、国、県の説明会を一刻も早くしてほしいということ、それは私たち首長、そして施設を有するところの全員の首長が原則だと思いますけれども、オープン場で国に問いただす、そして疑問とか懸念をまず私たち首長自身がそれを払拭する機会をつくってほしいということで国、県に申し上げている次第であります。一たんはセットしかかったようではございますけれども、まだこれがないということで、一刻も早い開催をまた求めたいと思っております。

その中で、内閣総理大臣から各都道府県の知事、そして政令市の市長に対して受け入れ要請の話が来ておることは皆さん御存じのとおりだと思います。その中で、これは是非は別として、4月6日に都道府県知事が環境大臣に受け入れの是非について答えなくてはならないということになっております。できれば、4月6日の期限前に説明会等があるのが望ましいと思っておりますけれども、これは国の都合、県の都合等、そして私たちの都合等がありますので、それが前後するかもしれませんけれども、そういった説明会、あるいは国の動きを見ながら、改めてこの広域圏の皆様方にお集まりいただいて、議論する場をぜひ設けたいというふうに思っております。

きょうは、先ほど原田謹吾議長からもありましたように、武雄市議会の決議、そして私は武雄市長として、地元のクリーンセンターを有するものとして、そして管理者として、私の所感を申し述べた次第であります。これからいろんな動き等々がありますので、ぜひ皆様方におかれては、議会、そして執行部等々で御議論を賜ればありがたいと、このように思います。

以上です。

○議長（原田謹吾君）

これをもって、全員協議会を終わります。

午後2時44分 閉会